

公的研究費の適切な運営・管理のためのコンプライアンス教育および誓約書に関する内規

1. 目的

この内規は、公的研究費等を使用した研究に従事するにあたって必要な、コンプライアンス教育および誓約書に関して定めることを目的とする。

2. コンプライアンス教育

国、地方公共団体およびその外郭団体等（以下、「配分機関」という。）から東京立正短期大学（以下、「本学」という。）に交付される公的研究費等の運営・管理に関わる教職員は、本学が不正防止対策として実施するコンプライアンス教育を受講しなければならない。

次項に掲げる対象者が、研究倫理委員会の指定する期日までにコンプライアンス教育を受講しなかった場合、公的研究費等を使用した研究活動に従事することはできない。その際、学長が、研究資金等の執行を停止することがある。

3. 対象者

(1) 教員

ア 専任教員

イ 本学において公的研究費等の運営・管理に関わる非常勤講師

※但し、他機関に所属し当該機関でコンプライアンス教育を受講した者は除外する

ウ 本学において公的研究費等の運営・管理に関わる研究協力者等

※但し、他機関に所属し当該機関でコンプライアンス教育を受講した者は除外する

(2) 職員

ア 教育研究活動に関わる教務部職員

イ 公的研究費等の運営・管理に関わる総務部職員

ウ 公的研究費等で雇用されている職員

(3) 学生

ア 公的研究費等に関わる学生

(4) その他

ア 学長が指名する者

4. 誓約書

前項に掲げた対象者は、毎年4月、あるいは、コンプライアンス教育受講時に、次の事項を含む誓約書を提出しなければならない。

(1) 本学および配分機関の規則等を遵守すること

(2) 不正を行わないこと

(3) 規則等に違反して不正を行った場合、本学や配分機関の処分および法的な責任を負担すること

5. 事務

この内規に係る事務は、教務部が主管する。

6. 内規の改廃

この内規の改廃は、研究倫理委員会の意見を聴き学長が決定する。

附則

本内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

本内規は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。